

# 大阪府域における狩猟規制の概要

## 1. シカ・イノシシの狩猟期間延長・くくりわなの制限緩和

ニホンジカ及びイノシシについては、「大阪府シカ第二種鳥獣管理計画」及び「大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画」により狩猟期間の延長・くくりわなの制限緩和を実施しています。

項目	内容
狩猟期間 (シカ・イノシシに限る)	11月15日～3月15日 *2月16日～3月15日まで1ヶ月延長しています。
くくりわなの径の制限 (シカ・イノシシに限る)	「輪の直径が12cmを超えるもの」も使用可能です。 *「締め付け防止金具の無いもの」「ワイヤーの直径が4mm未満のもの」及び「よりもどしの無いもの」は使用禁止です。

注意：シカ・イノシシを除く狩猟鳥獣の狩猟期間は、11月15日から2月15日までです。

## 2. 対象狩猟鳥獣の指定

平成29年度に対象狩猟鳥獣の見直しが実施されました。

対象	内容	備考
対象狩猟鳥獣	48種(鳥類28種、獣類20種)	平成29年度からチヨウセンイタチ(メス)が狩猟鳥獣になりました。なお、イタチ(メス)は、狩猟鳥獣ではありません。

## 3. 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止

対象	内容	備考
ヤマドリ のメス キジのメス	捕獲等の禁止措置 (H29.9.15～H34.9.14まで)	平成29年度に禁止期間が5年間延長されました。

- ◎ 狩猟の規制内容は都道府県によって異なります。  
狩猟を行う前には、鳥獣保護区等位置図に記載されている注意事項を必ず確認してください。

## [ 狩猟免許の更新について ]

- ・狩猟免許の有効期間は三年間です。
- ・狩猟免許の更新には、講習会の受講等が必要です。更新時期には、更新申請書を提出期限までに、必ず提出してください。
- ・大阪府から、更新時期に個別通知は行いませんので、各自ご留意ください。
- ・更新講習日程は、当該年度の5月の連休明け頃に決まります。
- ・詳細は当課野生動物グループHPを参照いただくか、電話にてお問い合わせください。

# 狩猟を実施する際の注意事項

## 1. 網やわなの標識の設置について

- ・狩猟に使用する網やわなには、猟具ごとに見やすい場所に住所、氏名、都道府県知事名、登録年度、登録番号を記した標識をつけなければなりません。
- ・所定の標識をつけない網・わなを使用した狩猟は、罰則が適用される場合がありますので、違反の無いように注意してください。

## 2. 誤認捕獲の防止について

- ・誤認捕獲がないよう、狩猟鳥獣を正しく判別してください。
- ・カモ類（特にメス）やノイヌ・ノネコなど、判別が困難な鳥獣は特に注意し、確証がない場合は捕獲をやめましょう。

## 3. 狩猟事故の防止について

- ・狩猟に伴う事故の無いよう、法令・マナーを守って適切な狩猟活動を行うよう、よろしくお願ひします。なお、国有林野へ立ち入る場合は、入林届の手続きについて管轄の森林管理事務所へご確認ください。

## 4. 狩猟者登録証の返納及び捕獲実績の報告について

- ・狩猟者登録証は、有効期間満了後 30 日以内に、必ず返納してください。
- ・捕獲実績報告について、鳥獣名の項目には、「ハシブトガラス」「ハシボソガラス」「マガモ」「カルガモ」等の捕獲した鳥獣名を正確に記載してください。
- ・捕獲場所のメッシュ番号は、必ず 7 桁の数字すべてを記載してください。

## 5. クマにご注意ください

- ・近年、府内北摂地域で、ツキノワグマの目撃情報が寄せられています。
- ・シカ、イノシシ等の狩猟をされる方は、クマをわなで捕獲しないようご注意ください。（クマの捕獲をするため、わなを使用することは、鳥獣保護管理法施行規則第 10 条第 3 項 8 号により禁止されています。）
- ・クマの目撃がある地域では、錯誤捕獲を防止するために、『わなの使用を控える』、『くくりわなの径に注意する』、『クマを誘引しにくいエサを使う』などのご協力お願いします。

## 6. ガン・カモ類の生息調査の実施について

- ・毎年 1 月上旬～中旬頃に、『ガン・カモ類の生息調査』を実施しますので、期間中はカモ類の捕獲を自粛していただくようお願い致します。
- ・ヨシガモ・ハシビロガモ・クロガモについては、生息数が少ない状況にありますので、狩猟資源の回復を図るため、猟期中における捕獲の自粛をお願い致します。